



万引きは犯罪！！

万引きは**窃盗**という**犯罪**です。
昨年、県内では1,474件の
の被害を認知しています。

万引きは**しない！**

万引きは**させない！**

万引きは**許さない！**



※窃盗は、10年以下の懲役又は
50万円以下の罰金が科せられ
ます。



問合せ

宮城県警察本部生活安全企画課

電話 022-221-7171 (代表)

または県内各警察署生活安全課

